

# 国立大学法人高知大学職員の業務上災害等に対する法定外補償規則

平成 17 年 3 月 23 日  
規 則 第 4 7 5 号

最終改正 平成 24 年 3 月 21 日規則第 73 号

(目的)

第 1 条 この規則は、国立大学法人高知大学職員就業規則第 3 条第 1 項及び第 2 項に掲げる者（以下「職員」という。）が業務上の災害及び通勤途上の災害を被った場合に、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）による補償及び労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）（以下「労災保険法」という。）による補償又は保険給付のほかに、労災保険法の認定を受けた者に対して国立大学法人高知大学（以下「大学」という。）が行う補償（以下「法定外補償」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(法定外補償)

第 2 条 法定外補償の種類は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 障害（労災保険法第 15 条及び同法第 22 条の 3 に規定する障害給付の対象となる障害をいう。）を有することとなった職員に対する障害特別援護金
- (2) 死亡した職員の遺族に対する遺族特別援護金

2 前項に定める法定外補償の給付額は、別表に定めるとおりとする。

3 前 2 項の法定外補償は、大学が加入する国立大学法人総合損害保険により給付を行うものとする。

(受給者の範囲)

第 3 条 遺族の範囲及び補償を受ける順位は、労災保険法の規定を準用する。

- 2 補償の権利は、職員の退職によって失われることはない。
- 3 補償の権利は、第三者に譲渡することはできない。

附 則

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 18 年 3 月 22 日規則第 601 号）

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 21 日規則第 73 号）

この規則は、平成 24 年 3 月 21 日から施行する。

別 表 (第 2 条第 2 項関係)

	業務上災害 (万円)	通勤災害 (万円)
死亡	1860	1200
後遺障害 1 級	1540	975
後遺障害 2 級	1500	940
後遺障害 3 級	1460	905
後遺障害 4 級	875	550
後遺障害 5 級	745	470
後遺障害 6 級	615	390
後遺障害 7 級	485	310
後遺障害 8 級	320	195
後遺障害 9 級	250	155
後遺障害 10 級	195	120
後遺障害 11 級	145	90
後遺障害 12 級	105	65
後遺障害 13 級	75	45
後遺障害 14 級	45	30